

2025年9月16日

お客様各位

豊田信用金庫

破産管財人等口座開設手数料新設のお知らせ

日頃は格別のお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。

豊田信用金庫は、下記の「破産管財人等口座開設手数料」を新設いたしますのでお知らせします。

当金庫では、今後もお客様にご満足いただけますよう、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1.新設日 2025年10月1日(水)

2.内容

名称	破産管財人等口座開設手数料
金額	1口座あたり 22,000円 (税込)
対象口座	新規開設する、破産管財人・相続財産管理人・相続財産清算人・不在者財産管理人・遺言執行者・遺産整理受任者名義の全口座 ※法人・個人を問いません。 ※当庫で取り扱う遺言信託業務、遺産整理業務に付随する口座開設は対象外です。

ご不明な点はお取引店までお問い合わせください。

以上